

＜本章＞

1. 理念・目的及び教育目標

1-1 理念・目的及び教育目標の明確な設定（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

「理念等」の設定について、「大学院」第1条の2は、「研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定める」ことを求めている。

この点に関して本学は、「学則」第4条の2で法科大学院の「理念等」を以下のとおり定めている（資料1-1-1）。

法務研究科は、建学の精神に基づく「共生（ともいき）」の理念と「日本国憲法の精神を護り発展させる」という法学教育の理念を実現するため、「理論と実務」を架橋し、専門的能力を着実に育む教育プログラムを提供することにより、多様で複雑な現代社会の諸問題に対して鋭い人権感覚をもって対処する「市民のために働く法律家」を養成することを目的とする。

この「理念等」の実現を図るため、いわゆる「3つの方針」（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）を定めている。

「学位授与の方針」では、「理念等」に掲げる「市民のために働く法律家」の養成を実現させる上で、学生に保証する基本的な資質及び学位授与の要件を明確化している（資料1-1-2 [p. 36]）。「教育課程編成・実施の方針」では、「理念等」及び「学位授与の方針」に整合した教育課程を編成・実施するための基本的な方針を掲げている（資料1-1-2 [p. 37]）。「入学者受入れの方針」では、教育課程と入学者選抜とのマッチングを図るため、本法科大学院が求める人材像を明確にしている（資料1-1-3 [p. 3]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「理念等」については、これらを「学則」に定めていることから、「大学院」第1条の2に照らして明確に設定している。また、いわゆる「3つの方針」を定めている点についても、高等教育機関の個性化及び特色化を図りつつ、「質の保証」を図るという観点から、適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料1-1-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リスト A003】

資料1-1-2 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リスト C015】

資料1-1-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リスト E016】

1-2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度の目的への適合性（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

「理念等」について、「連携法」第1条は、この法律の目的として、「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」ことを掲げている。これを踏まえ、「法科院基準」は、「理念等」が法科大学院制度の目的にかなったものであることを求めている。

この点に関して、「連携法」制定の基となった「意見書」は、21世紀の日本社会で法曹に期待される役割について、以下のとおり提言している（資料1-2-1 [p. 7]）。

国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。

したがって、法科大学院制度の目的とは、「意見書」が提言する「法曹に期待される役割」を踏まえ、「連携法」が掲げる目的を実現することにあるといえる。

これに対して本法科大学院では、法の動態への鋭い感覚を身に付け、現代の法的課題や様々なリーガル・ニーズに積極的に取り組む、人権感覚と市民感覚に溢れた法律家が求められているという認識の下、「市民のために働く法律家」の養成を「理念等」に掲げている。ここでいう「市民のために働く法律家」とは、「時代の要請に応えて、建学の精神に支えられ、日本国憲法の理念を護ることを社会的使命として自覚し、すべての“いのち”を大切に、身近な地域社会に基盤を置きながら、国境等の様々な壁を越えて、広く世界に発信することができる法律家又はグローバルな視点をもって法的思考ができる法律家」である（資料1-2-2 [p. i]）。

このような法律家を養成するため、「教育課程編成・実施の方針」では、「市民のために働く法律家」に求められる知識、能力及び資質として、「責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識および法的分析能力」を掲げている（資料1-2-2 [p. 37]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

「理念等」の法科大学院制度の目的への適合性に係る点検・評価については以下のとおりである。

「意見書」が掲げる提言と、本法科大学院が掲げる「理念等」とは、社会の多様化等を踏まえ、「法の支配」という原則の下で基本的人権が尊重される民主的な社会を実現させようとする点で一致している。また、本法科大学院が学生に身に付けさせようとする知識、能力及び資質は、そのいずれもが「連携法」第1条に掲げる「高度の専門的な能力及び優れた資質」に該当するといえる。

以上を総合すれば、本法科大学院の「理念等」は、「連携法」第1条及び「法科院基準」に照らして法科大学院制度の目的に適合しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料1-2-1 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」2001年6月【巻末リストL001】

資料1-2-2 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知（レベルI O）

[現状の説明]

「理念等」について、「法科院基準」は、これらが教職員及び学生等の学内構成員に周知されていることを求めている。

学生については、新入生を対象とする「履修ガイダンス」で「理念等」について説明している（資料1-3-1 [p. 7] 及び資料1-3-2 [p. 7]）。また、「学生手帳」及び「履修要項」に「理念等」を掲載し、毎年、一人ひとりに配付している（資料1-3-3 [pp. 8-10]、資料1-3-4 [p. i, p. 36]）。

教職員のうち、専任の教職員については、「理念等」に対する理解を前提に、教育研究又はそれらに対する支援に携わっている。専任教員については、評価の視点1-5で後述する

教授会での「理念等」の検証に携わっている（資料1-3-5）。事務職員については、「理念等」を掲載する各種媒体の編集・作成に携わっている。

客員教授及び非常勤講師に対しては、毎年配付する「出講手帳」に「理念等」を記載し、その周知を図っている（資料1-3-6 [pp. 3-4]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

「理念等」の学内周知に関して、構成員のうち、学生に対する周知については以下のとおり評価できる。「履修ガイダンス」での説明は、周知を図る上で、確実性が高いといえる。また、「学生手帳」及び「履修要項」は、学生生活を送る上で、必ず参照される刊行物である。したがって、学生への周知に問題はない。

教職員のうち、専任教員及び事務職員については、教授会及び各々の業務を通じて「理念等」が浸透していると判断できる。また、「出講手帳」は、授業を担当する上で、必ず参照される刊行物であるため、客員教授及び非常勤講師に対する周知にも問題はない。

以上を総合すれば、「理念等」は、学内構成員に周知されているとみなすことができる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

- 資料1-3-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修ガイダンス [標準コース新入生]」2013年4月1日開催【巻末リストC020】
- 資料1-3-2 龍谷大学法科大学院「2013年度履修ガイダンス [既修コース新入生]」2013年4月1日開催【巻末リストC021】
- 資料1-3-3 龍谷大学「2013年度学生手帳」2013年4月【巻末リストF001】
- 資料1-3-4 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料1-3-5 「2013年度第1回(179回)法科大学院教授会議事録(一部抜粋)」2013年4月10日開催【巻末リストB004】
- 資料1-3-6 龍谷大学「2013年度 龍谷大学出講手帳」2013年3月【巻末リストD001】

1-4 理念・目的及び教育目標の社会一般への公表（レベルI◎）

[現状の説明]

「理念等」の社会一般への公表に関して、「学教法施規」第172条の2第1項は、教育研究活動等の状況に係る社会一般への情報公表を求めている。また、その方法について同条第3項は、「刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行う」ことを求めている。これを踏まえて「法科院基準」は、「理念等」が、ホームページ又は大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされていることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「理念等」を、webサイト及び「パンフレット」等に掲載することによって公表している（資料1-4-1及び資料1-4-2）。

[点検・評価（長所と問題点）]

「理念等」の社会一般への公表については、webサイト及び「パンフレット」等に掲載していることから、「学教法施規」第172条の2第1項及び第3項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

- 資料1-4-1 龍谷大学 web ページ「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」
<http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html> 最終アクセス：2014/02/22
【巻末リストM001】
- 資料1-4-2 龍谷大学法科大学院「2014年度パンフレット」2013年6月【巻末リストE006】

1-5 教育目標の検証（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

教育目標の検証について、「法科院基準」は、教育目標の達成状況等を踏まえて、適切に行うことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、2013年度から教育目標の検証を教授会で行っている。具体的には、年度当初の教授会で、研究科長が「理念等」を読み上げ、社会環境の変化等に照らして適切性に問題はないか等を審議している（資料1-5-1）。

しかし、この方法は、評価指標が明確ではなく、客観的なデータに基づく検証とはなっていない。本法科大学院の「理念等」は、「市民のために働く法律家」の養成であるため、その達成状況を検証するためには、「法律家」とされる職（法曹三者に加え、法学研究者、隣接士業及び企業・官公庁の法務専門職等を含む）に就いている修了生の人数を把握する必要がある。ただし、単に「法律家」とされる職に就くだけでは、「市民のために働く法律家」とはいえない。したがって、修了生の進路先だけでなく、本法科大学院で身に付けた知識、能力及び資質が職務にどの程度生かされているかについても把握する必要がある。

本法科大学院では、修了生の進路については、2012年度から毎年2月に「修了生進路状況調査」を実施することにより把握している（評価の視点2-46）。そのため、2013年度実施分からは、進路先に加え、本法科大学院で身に付けた知識、能力及び資質が現在の職務にどの程度生かされているかを尋ねる設問を追加して実施することとしている（資料1-5-2）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育目標の検証については、教授会での実施に着手しているものの、2013年度当初は評価指標が明確ではなく、客観的なデータに基づく検証となっていなかった。そのため、評価指標の明確化及び客観的なデータの収集が必要であると判断した。

そこで、2013年度の「修了生進路状況調査」から設問を見直し、改善に向けた取り組みを実施している。今後は、この調査によって得られたデータを分析し、検証につなげることが課題となる。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みとしては、2013年度の「修了生進路状況調査」で得られたデータに分析を加え、その結果を2014年度の教授会で議論する。それにより、客観的なデータに基づく教育目標の検証を実施する。この取り組みについては、キャリア委員会が所管する。

〔根拠・参照資料〕

資料1-5-1 「2013年度第1回（179回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年4月10日開催【巻末リストB004】

資料1-5-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 修了生を対象とする進路状況調査の実施について（提案）」2014年2月19日 教授会承認【巻末リストC093】